



実施します。また、社会福祉士や介護福祉士等の資格取得を促し、職員の更なる資質向上を図ります。

#### (5) 第三者委員及び苦情相談窓口の充実

福祉サービスや介護サービス、障害福祉サービス事業等の利用者からの苦情や相談を受け入れやすい状況を作り、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応ができるよう第三者委員の周知を図るとともに、苦情相談窓口を設置します。受け付けた苦情の中で必要がある場合は「社協宮代」に掲載するとともに、ホームページにも掲載し、情報の開示を行い、事業運営の透明性を図りながら住民から信頼される社協を目指します。

#### (6) 広報紙やホームページ、出前講座による情報発信

会員(町民)へ社協活動の周知を図るとともに、福祉サービスの情報提供のために、広報紙「社協宮代」を年3回発行するほか、「ボランティアセンターだより」や福祉作業所「ひまわりだより」も随時発行し、様々な社協の取り組みを紹介します。

なお、社協のホームページを充実するとともに、Facebookへ随時投稿することで、社協事業の情報提供やPRに努めます。

更に、これまでも、自治会や各地のサロン等から依頼があれば、社協事業の説明を行ってきましたが、今後は積極的に各地域へ出かけて、社協の使命である「誰もが安心して暮らせる住みよい地域社会づくり」を分かりやすく説明し、地域福祉推進への理解と協力をお願いしていきます。

#### (7) 関係機関との協働活動の推進

地域に密着した福祉活動を展開するため、関係機関(埼玉県、埼玉県社協、町、福祉施設、福祉団体、ボランティア団体、商工会等)との連携を図り、情報収集に努めます。

## 2 特色ある地域福祉、在宅福祉事業の推進

### (1) 高齢者福祉事業

#### ◆歳末慰問品の配付

ひとり暮らし高齢者を対象に、地区担当民生委員・児童委員の協力を得て、安否確認や地域の見守り活動の一環として、歳末に慰問品を配布します。慰問品の中身は、昨年からひとり暮らし高齢者の方に防災意識を高めていただく観点から、防災用品を配付しています。

#### ◆家具の転倒防止対策事業

民生委員・児童委員協議会、建築士会と共催し、ひとり暮らし高齢者宅の家具が地震の際に転倒しないよう、ボランティアの協力を得て、金具を取り付け、家具を固定することにより危険を防止するとともに、高齢者へ防災に対する意識を高めます。

#### ◆ふれあい旅行の開催

ひとり暮らし高齢者の交流や親睦を図ることを目的として、日帰りバス旅行を開催します。車椅子数台を準備し、高齢部会の民生委員にご協力いただき、また、社協職員も同乗するためか、参加者は、体調面で多少心配があっても、社協が主催だから安心して参加できると、年々参加数が増加しています。数年前よりバスを2台に増やし、希望者全員が安心して参加できるように企画します。

#### ◆ふれあい会食会の開催

ひとり暮らし高齢者を対象に、食生活改善推進員協議会の協力を得て、会食会を開催します。ボランティアによる余興を楽しみながら、食生活改善の意識を高めるとともに、交流や親睦を図ります。

## (2) 障がい者福祉事業

### ◆精神障がい者社会適応訓練事業

精神障がい者が、公設宮代福祉医療センター内のぶどうの樹喫茶売店で働くことを通じて、仕事への自信や社会参加の意欲を取り戻すことを目的として訓練事業を実施し、埼玉県や地域活動支援センターと連携を図りながら、障がい者の自立支援を目指します。

### ◆手話講習会

宮代町から業務委託を受けて、聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を学び、聴覚障がい及び聴覚障がい者への理解を深め、日常会話に必要な知識の技術を取得することを目的に、前年度の『入門編』のステップアップ講座である『基礎編』を実施します。

### ◆わくわくバスハイクの開催

障がい者及びボランティアを対象に、参加者相互の交流や親睦の場として、日帰りバス旅行を開催します。レクリエーションを通して心身のリフレッシュと社会参加への意欲の向上を図ります。

### ◆町広報、社協宮代等の朗読 CD、点字本の配付

ボランティアセンターの登録団体である「みやしろ音訳ボランティア」「点字サークル宮代」の協力を得て、町広報紙、社協広報紙、議会だより等の CD や点字本を、視聴覚障がい者や町の公共施設へ配布し、障がい者への情報支援を図ります。

また、社協広報紙の拡大版（A3 版）を、宮代町立図書館の協力を得て、閲覧用に図書館へ常備します。

## (3) 児童福祉事業

### ◆社会福祉協力校の指定

児童生徒に福祉への理解と関心を高め、ボランティアや社会連携の心を養うとともに、児童生徒を通して各家庭や地域社会へ啓発を図ることを目的に、町内小・中学校 7 校及び県立宮代高等学校を社会福祉協力校として指定し、1 校当たり 5 万円を限度として補助を行います。

### ◆福祉教育への支援

「宮代手話の会」「ガイドヘルプ ユーアイ宮代」「点字サークル宮代」「ふれんだむ」「みやしろ団世会」登録ボランティア団体や個人ボランティア、福祉団体の協力を得て、町内の小・中学校に講師を派遣するとともに、福祉機器や福祉用具の貸出を行い、児童生徒への福祉教育を支援します。

### ◆ゆうやけひろば（子ども食堂）

様々な家庭の事情により、十分な食事を摂ることや、家族と食事することが難しい子ども・保護者等に対し、ボランティアや(株)新しい村生産者組合の協力を得て、低価格での食事提供と居場所づくりを目的とした子ども食堂を月 2 回開催します。

## (4) 在宅福祉サービス事業

### ◆福祉機器の貸出し

在宅で寝たきりの高齢者及び身体障がい者や病気療養中の方などに、日常生活の負担を軽減し、在宅における福祉の増進を図ることを目的に、車いすを始めとした各種福祉機器の貸出しを行います。（ただし、介護保険が優先になります）

◆福祉車両貸出事業

車いすに座ったまま乗車できる福祉車両2台を、ガソリン代負担のみで貸し出すことにより、高齢者や障がい者等の行動範囲を広げ、通院や買物および心身のリフレッシュを図り、社会参加を促進します。

(5) 地域福祉事業

◆みやしろ福祉運動会

スポーツを通して高齢者や障がい者の方々や多くの町民と心の交流を図り、相互の理解と親睦を深めることで地域福祉の向上を目指します。

◆地域支え合い促進事業

新たにサロンを立ち上げる相談があった場合には、円滑にサロンを立ち上げることが出来るように多面的な相談支援を行います。また、年2回(5月・10月)サロン連絡会を行い、既存のサロンにおける情報、課題共有の場を設けます。その他、既存のサロンに対して、広報における印刷等の支援や各種行事等、運営上におけるサポートを行います。

◆福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の充実

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々などで判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるように、専門員と生活支援員が日常的な金銭管理や貴重品預り等の福祉サービス利用を援助します。

◆赤い羽根共同募金

10月から3月までの6カ月間、赤い羽根共同募金運動を実施します。民間福祉活動の支援資金となる募金活動を通じて、町内の自治会、学校、役場、各福祉団体等に協力をいただき、町民が福祉に参加するという意識の向上を図ります。

◆歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らせるよう、町内の事業所や団体等へ協力を依頼し、歳末たすけあい募金活動を実施します。

◆日本赤十字社会員募集

日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、例年4~5月を会員増強運動月間として会員募集を実施します。

◆日赤災害救援物資及び災害見舞金の交付

住宅の火災や浸水など、災害救助法の適用に至らない程度の災害を受けた被災者に対して、援護又は弔意することを目的に、布団や毛布等の日赤災害救援物資及び災害見舞金を交付します。

◆日本赤十字の災害義援金・救援金受付

国内外を問わず世界で起った災害に対し、宮代町分区として災害義援金・救援金の受付を行ないます。

◆宮代町赤十字奉仕団への支援

町内で日赤地域奉仕団として組織されている「宮代町赤十字奉仕団」への支援を行ないます。

◆交通遺児援護金の給付

交通遺児援護基金援護金支給要綱に基づき、交通事故によって遺児等となった18歳未満の方に対して、1人当たり年額6万円を支給します。

(6) 生活支援体制整備事業

◆ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター」といいます。宮代町社会福祉協議会では主に、地域に不足しているサービスの創出や、サービスの担い手の養成等が中心になります。また、宮代町役場と連携をして、地域における支え合いの意識を醸成させる役割を担っていきます。

◆ 協議体への参加

協議体とは、生活支援・介護予防の基盤整備に向け、NPO、民間企業、ボランティア、行政、民生委員、社会福祉法人など多様な主体が参画し、関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する役割を担う場です。宮代町社会福祉協議会においては、それらの団体の中でも中心的な役割を行政から期待されています。

◆ 認定ヘルパー養成講座

認定ヘルパー養成講座とは、町指定の訪問型サービス A を提供する事業所で働く意志のある町内在住者に対し、生活援助における基本的な知識や技術を習得するための研修を実施するものです。1回あたりの研修期間は三日間（18時間）であり、年2回開催します。

(7) 貸付事業

◆ 宮代町福祉資金の貸付

福祉資金貸付規程に基づき、生活費に困窮している低所得者世帯に対し、民生委員・児童委員の協力の下に、10万円を限度額として、応急的な資金を無利子、保証人なしで貸し付けます。

◆ 生活福祉資金の貸付

埼玉県社協が実施主体である貸付事業の受付窓口業務を行います。受付後は、県社協にて貸付審査運営委員会が開かれ、貸付の可否が決定されます。資金の種別は、以下の通りです。

ア) 総合支援資金 イ) 福祉資金 ウ) 教育支援資金 エ) 不動産担保型生活資金

ただし、総合支援資金の申し込みについては、生活困窮者自立支援事業と連携しているため、自立支援事業の申し込みが必須となります。

◆ 法外援助

行路者旅費貸付及び支給規程に基づき、収入の途がなく旅費（交通費）に苦慮している方に対して、1人当たり300円を貸付又は支給します。

(8) ボランティア活動の推進

◆ 30年度実施予定のボランティア養成講座

養成講座名	内 容	備 考
音訳ボランティア養成講座	視覚障がい者への情報支援を行なうため、町の広報誌や議会だより、社協広報紙を朗読してCDを作成し、希望者へ配布するための、朗読吹込みボランティアを養成します。	実施時期、講座回数等、調整中

◆ 宮代町ふくしボランティアセンターの運営

地域のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び支援を行い、

ボランティアの活性化を図ることを目的としたボランティアセンターの運営を行います。

「ボランティアセンターだより」の発行や各種ボランティア講座の開催、ボランティアを希望する人とボランティア先とのコーディネート業務（喫茶ぶどうの樹ボラ、学校ボラ等）や、福祉協力校へのボランティア団体の派遣など、地域のボランティア活動の拠点として活動しています。

#### ◆ボランティア連絡会の開催

ボランティアセンター登録団体の情報交換及び協力体制の強化のため、連絡会を開催します。また、ボランティア同士の相互理解やボランティア活動の拡大を図るため、視察研修も実施します。

#### ◆ボランティア交流会への支援

ボランティアセンター登録団体及び個人ボランティアが一堂に会し、情報交換や親睦を深めるために、交流会を実施します。

#### ◆ボランティア体験プログラム事業

埼玉県彩の国ボランティア体験プログラム事業の一環として、夏休み期間をボランティア体験月間とし、初心者が見やすいように、町内の各施設やサロン、ボランティア等の協力を得て、高齢者や障がい者、児童分野など、幅広いボランティアメニューを組んでいます。

「ワークキャンプ」は、中学生以上を対象に、公設宮代福祉医療センター六花の協力により、1泊2日で施設ボランティア体験ができる人気のメニューです。

#### ◆ボランティアサンクスフェアの開催

ボランティアセンター登録団体を中心となり、ボランティアセンターのPRやボランティアの活動の紹介を目的として、ボランティアサンクスフェアを開催します。また、町内の小中学校や宮代高校など社会福祉協力校にも呼びかけ参加を促すとともに、ボランティアをこれから始めたいと思っている方へのきっかけづくりをします。7月7日（土）進修館で開催します。

#### ◆災害ボランティアセンター立上げ訓練

町内で大きな災害が発生した場合には、沢山のボランティアが各地から集まると予想されます。その善意を生かし、住民のニーズに添った支援をするためには、混乱時にも的確にボランティアを派遣するノウハウを蓄積することが不可欠です。そのため、災害ボランティアセンター立上げ訓練を継続して行ない、不測の事態に備えます。

### (9) 相談事業

#### ◆心配ごと相談所の開設

民生委員・児童委員を相談員として委嘱し、住民の生活上の悩みごとや心配ごと等の相談に応じ、適切な助言指導を行います。専門的な相談は、専門機関と連携し必要な情報やサービスを提供しながら解決を図ります。

開設日時は、毎月第2木曜日の午後1時30分から午後3時30分まで、開設場所は社協1階相談室です。電話による相談も受け付けます。

#### ◆彩の国あんしんセーフティネット事業

社会福祉法人が社会貢献活動として、地域の生計困難者からの身近な相談機関となり、社協と協働して、経済的援助を含めた即応性のある対応を図るとともに継続的な支援を行ないます。具体的には、滞納している公共料金の支払や生活費等に、10万円を限度に給付します。財源として、県内の社会福祉法人が毎年一定額を社会貢献活動会費として拠出します。

◆ 生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けたきめ細かな支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る事業で、社は、町と共に相談窓口として、繋ぐ役割を果たしていきます。

**3 介護保険法に基づく介護予防支援、居宅介護支援事業の実施**

～～～ケアプラン作成事業所

◆ 介護予防支援事業所の経営

要支援状態にある高齢者等について、町地域包括支援センターから委託を受け、要介護状態になることを予防するため心身の状態の維持や改善を考慮し、ケアマネジャーが利用者の特性に合ったケアプランを作成します。

◆ 居宅介護支援事業所の経営

要介護状態にある高齢者等に対し、ケアマネジャーが利用者の要望に添いながら、一人ひとりの心身の状況に合ったケアプランを作成します。利用者が“このまちで安心していつまでも在宅で暮らしていただく”ために、常に質の高いケアマネジメントを実施することに努めます。

**4 介護保険法に基づく訪問介護事業の実施・指定第1号訪問事業の実施**

～～～ホームヘルパーステーション

◆ 訪問介護事業所の経営

要介護状態にある高齢者等に対し、“その人がその人らしく在宅でいつまでも暮らす”ため、ヘルパーが心身の状況に合わせた身体介護、生活援助を行います。

◆ 指定第1号訪問事業（訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス）

専門的な対応を必要としない家事援助（掃除、ゴミだし、洗濯、ベットメイク、衣類の調整、買い物・薬の受け取り等）を、既存のホームヘルパー2級の資格を保有している職員の他、町が指定する研修を受講した方（認定ヘルパー）も、宮代町社会福祉協議会ホームヘルパーステーションにて雇用契約を締結し、専門的な対応を必要としない家事援助を行います。

◆ 指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

ヘルパー2級以上の資格を持つ職員が、要支援状態にある高齢者等を対象に、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を支援するために、身体介助や生活援助を行います。

**5 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施**

～～～ホームヘルパーステーション

◆ 居宅介護事業所の経営

障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい者を対象に、ヘルパーが在宅で身体介護、家事援助、重度訪問介護等を行い、日常生活を支援します。

**6 ホームヘルパー派遣事業の受託**

～～～ホームヘルパーステーション

◆ ホームヘルパー派遣事業

障害者総合支援法に該当しない障がい者や子育て中で援助を必要とする世帯に対し、町から委託を受けてヘルパーを派遣し、家事援助を提供します。

## 7 みやしろファミリーサポート事業

～～～ホームヘルパーステーション

### ◆みやしろファミリーサポート事業

町からファミリーサポート事業所として認定を受け、介護保険適用外のサービスとして高齢者等に対する軽易な介護や家事援助、通院介助に関する支援を行うことにより、高齢者が安心して地域で生活できるよう努めます。

## 8 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施

### ◆障害福祉サービス事業所多機能型 宮代ひまわりの家・すだちの家の経営

当施設は、平成4年度に宮代町より心身障害者地域ケア施設として管理運営を業務受託、また、平成18年度以降は指定管理制度にて管理運営を受託してまいりましたが、平成30年4月から宮代町より宮代町社会福祉協議会に移管されることとなりました。これまで町の委託料での運営から、平成22年度以降は法定施設として介護給付費、訓練等給付費を財源とし安定した運営を継続できている、さらに利用者や保護者との信頼の構築がなされていると評価されたことによるものだと考えます。

直営となることで“責任”は拡大しますが、自主的な運営が可能となり、より幅の広い充実した支援が実現できると考えます。

これまで通り多機能型の障害福祉サービス事業所として、引き続き、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型の4つのサービス事業を実施します。

自主運営となり、これまで以上に経営の側面への意識を持ち、適正な経営管理をしていく必要があることや、これまで提供できていたサービスを低下させることなく、維持向上させるためにも利用者及び保護者の希望が多く上がっていた土日開所についても検討し、準備期間を設けながら体制を整え定着できるよう進めていきたいと考えます。

### ◆提供するサービスの内容

事業名	対象者	サービスの内容
生活介護	常に食事や排泄等の介助が必要な方	食事や排泄等の介助並びに生活等に関する相談、助言及びその他の日常生活上の支援や、身体機能、生活力維持向上のための支援、創作活動や生産活動の機会の提供 常勤看護師による健康状態に応じた利用者支援、月1回医師による健康相談及び、月2回理学療法士によるリハビリ指導 ひまわりの家ならではの充実した余暇活動メニューの展開
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むための生活能力の維持・向上を目指す方	自立した地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定期間の訓練、生活等に関する相談及び助言 その他必要な支援



就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所に雇用される事が可能と見込まれる方	生産活動、職場実習その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、求職活動に関する支援、就職後の利用者に対する職場定着のための支援
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用される事が困難な方	生産活動、職場実習その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練並びに支援

◆利用者に取り組む生産活動及び日中活動の内容

事業別	作業班別	作業の内容	利用者(名)	支援員(名)
生活介護	回収班	町内対象にダンボール等を回収	4	1
	資源班	大口資源回収及び業者への搬入	4	2
	ひまわり班	内職作業及び機能訓練、レクリエーション等の日中活動	14	10
自立訓練 (生活訓練)	自販機班	自販機 16 台への補充や商品管理	3	1
	訓練班	清掃、洗濯、整容等の訓練やグループワーク等の活動	3	1
就労継続 支援B型	洗濯班	六花老健入所者・職員の衣類の洗濯業務の受託	6	1
	さをり班	さをり織り製品の制作・内職作業(ボランティアによる製品化)	6	2
就労移行 支援	清掃班	保健センター、郷土資料館の清掃業務受託。特別清掃業務	5	1
その他	ぶどうの樹	ぶどうの樹進修館店での実習	(5)	
	出店	各種イベントへ出店し、収益の確保と地域への障がい者理解の促進を図る	必要数	必要数
合計(1日の必要職員数)			45	19

◆職員体制

職種	職員数(名)	区分	
		常勤	非常勤
管理者	1	1	
サービス管理責任者	1	1	
医師(嘱託)	1		1
看護職員及び機能訓練指導員	1	1	
生活支援員	28	8	20

就労支援員	1	1	
職業指導員	6	1	5
理学療法士、作業療法士	2		2
事務職員	1		1

◆ 送迎サービスの個別化

保護者の負担軽減のため、送迎サービスを実施して5年、利用者それぞれの生活スタイルやニーズも多様化しているため、これまでの送迎車2コースの2便制に加え、個別送迎も導入しています。障がいの特性にも合わせ、利用者が快適に通える環境づくりを引き続き行います。

◆ 協力医療機関

町内の医療機関2箇所と「通常並びに緊急時の医療行為に関する協定」を締結し、利用者に診療及び治療の必要性が生じた際には、その解決のために協力を求めます。

また、生活介護利用者を主な対象に、診療と健康管理を行うため、毎月1回の訪問や、援助技術指導を受けるため、医師と嘱託契約を締結し、適切に対応します。

◆ 利用者自治会の設置

障がいを持つ方の意思決定支援を目的に平成28年度から利用者主体の自治会「わんび～すの会」が発足しました。利用者の中から役員を選出し、月に一度会議が開催され、利用者が主体となって要望等を話し合い、イベントや地域活動を計画します。

**9 障害者総合支援法に基づく相談支援事業の実施**

◆ 相談支援事業所ひまわりの経営

障がい福祉サービス利用を希望される障がいのある方のご依頼に応じて、サービス等利用計画を作成し、その方の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として実施します。

◆ 事業内容

障がい福祉サービス利用をご希望される障がいのある方のご依頼に応じて、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、必要に応じて行政や関係機関と連携を取りながら、適切なサービスの組み合わせを検討して、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとに障がい福祉サービス利用状況を検証し、サービス等利用計画が適切であるか見直し（モニタリング）を行います。

平成29年度より、埼玉北地区地域生活拠点事業の準備会に参加し、障がいを持つ方の高齢化、重度化、そして「親なき後」を見据え、課題に応じた機能を整備するために障がいを持つ方の生活の困難さなど現場の実態を発信しています。

◆ 職員体制及び職務内容

職 種	職員数	職 務 内 容
管理者（兼務）	常勤 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員その他の従業者の管理、指導</li> <li>指定特定相談支援事業の利用申込みに係る調整</li> <li>業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なう</li> </ul>

相談支援専門員	常勤 1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の作成</li> <li>・モニタリング</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・サービス提供事業所の状況確認、調整</li> <li>・随時、ケースカンファレンス</li> </ul>
---------	----------	---

## 10 公益事業の実施

### ◆福祉の店喫茶「ぶどうの樹」進修館店の経営

障がい福祉サービス事業所利用者の職業訓練の場及び障がい者の地域社会への参加や交流を目的として、喫茶「ぶどうの樹」を進修館2階ロビーで営業します。

### ◆福祉の店「ぶどうの樹」六花店の経営

障がい者に対する就労の場の確保及び地域社会への参加の機会を拡充することを目的として、喫茶と売店を合わせた複合店を公設宮代福祉医療センター六花1階ロビーで営業します。精神障がい者社会適応訓練の場としても活用されています。